

## 5. 図書館規定

### 1) 総則

- ① 本校図書館は生徒の情操の涵養と教養の向上を目的とする。
- ② 本館の運営は館長が、図書館運営委員会（教諭数名からなる）にはかり、合議の上これを行う。
- ③ 本館は原則として土・日曜日・祝日および休暇中は開館しない。臨時の開館又は閉館はそのつど掲示する。
- ④ 図書館規定に違反し、他人に迷惑を及ぼした者は本館の利用を停止させることがある。
- ⑤ 備え付けを希望する図書、本館の運営に関して改善の要望がある時には、図書館の運営にたずさわる教諭又は生徒図書委員に申し出る。

### 2) 閲覧

- ① 図書室の開室時間は別途、学期当初に公示する。
- ② 図書室備え付けの参考図書（群典・参考書・雑誌等）は自由に閲覧できる。ただし原則図書室以外に持ち出すことはできない。
- ③ 図書室では静粛を保ち、互いに礼儀作法を重んじ音読・談話・休養等はこれを禁止する。

### 3) 貸し出し

- ① 図書の貸し出しを希望する者は、貸し出しカードに必要事項を記入して手続きを受ける。
    - 1 貸し出し冊数 原則として1人2冊まで
    - 2 貸し出し期間 1週間ただし、返却日が休館日に当たる時は翌日に返却する。
  - 3 貸し出しの継続を希望する場合は図書を持参して再手続きを受ける。その期間は1週間以内とする。
  - 4 休暇中の貸し出し冊数・期間はのつど掲示する。
- ② 借りた図書を他人に貸与してはならない。
  - ③ 貸し出し図書の返却はこれを係員に手渡し、貸し出しカードに返却日付を得る。
  - ④ 前回借りた図書を返却しない時は、新しく別の図書の貸し出しは許可しない。  
(所定の返却日以後1週間経過してもなお返却しない場合は、その後の貸し出しを停止することがある。)
  - ⑤ 貸し出した図書を紛失、もしくは破損した場合は弁償をすることを原則とする。

### 4) 生徒図書委員

- ① 生徒図書委員は各クラスより2名選出する。
- ② 委員は運営委員会の要請に基づき、利用生徒の対応、室内の環境整備、図書の出納管理等に協力する。
- ③ 各クラスの読書に関する要求を図書の購入に反映させ、良書を級友に推薦する機会と方法を与え、実行する。

### 5) 付則

- ① この規定は昭和40年7月1日より実施する。
- ② この規定の改正は運営委員会に付議しなければならない。